

昭和四十二年度

学 生 便 覧

熊本女子大学

1902
10
8
5

1902

目次

一	沿革概要	(三)
二	校歌	(五)
三	学則	(六)
四	大学関係法令	(三四)
五	大学の規程に関する事	(四四)
六	履修方法	(五二)
七	大学の事務機構及び取扱事務	(五九)
八	図書閲覧に関する学生心得	(六二)
九	願出及び届出等に関する事	(六八)
十	奨学生に関する事	(七六)
十一	教職員一覧	(七八)

一 沿革概要

年	月	日	事項
昭和二二	三	三一	熊本県立女子専門学校として発足
二四	三	二五	熊本女子大学設置について文部大臣より認可
	四	一	熊本県立女子専門学校校長医学博士北村直躬初代学長となる
	五	二	第一回入学宣誓式挙行
	五	二二	開学記念式挙行
	五	二二	教職課程設置について文部省より承認
二六	二	二八	熊本県立女子専門学校自然廃校
	三	三一	栄養士養成施設として生活学科が厚生大臣より指定
	四	一	学部名称変更(学芸学部を家政学部(学科名称変更(生活学科を家政学科(学生定員増加(家政学科四〇名を六〇名)について文部省より承認
二八	一	三一	

三八	四	一	一	三	三	三	三
三七	二	二〇	二〇	一七	二二	一一	一八
三五	一	二〇	二〇	一七	二二	一一	一八
三三	二	一七	一七	一七	二二	一一	一八
三二	三	二二	二二	二二	二二	一一	一八
三一	三	一一	一一	一一	一一	一一	一一
二九	一一	一八	一八	一八	一八	一八	一八
	三	三	三	三	三	三	三

第一回卒業証書授与式挙行

文部大臣より教育職員免許法第五条別表第一備考第一号の規定に基く正規の課程の認定を受けた。

教育職員免許状授与の所要資格取得課程として、本学の聴講生の課程が文部大臣より認定

学生定員増加（家政学科六〇名を八〇名に）について文部省より承認

学生定員増加（文学科国文学専攻二〇名を四〇名に）について文部省より承認

学科増設（文学科国文学専攻を国文学科に、文学科英文学専攻を英文学科に一学科増設）について文部省より承認

学科増設（食物学科（学生定員四〇名）一、学生定員変更（家政学科八〇名を五〇名、国文学科四〇名を五〇名、英文学科二〇名を四〇名に）

栄養士養成施設として食物学科が厚生大臣より指定

二、熊本女子大学校歌

村中史朗 作詞
信時 潔 作曲

見はるかす	阿蘇の山なみ	まかよふ	空をかぎれる
新しき	朝の光よ	金峰の	峰の光よ
むらさきに	山はにほひて	静もれる	夕の学園
ときいろに	輝く校舎	夢多き	乙女の胸の
集ひくる	乙女を見よや	琴線に	触るゝは何ぞ
科学する	叡知の瞳	人の世に	愛をもとめて
思索する	清きおもさし	真理への	道をたどらん
さはやけき	みどりの風は	さはやけき	みどりの風は
若き日の	よろこび歌ふ	若き日の	望みを歌ふ
あゝわれら	命たたへん	あゝわれら	命たたへん

三、熊本女子大学学則 熊本県規則第四七三号(昭和28年)

第一章 目的

(この大学の目的)

第一条 熊本女子大学(以下「大学」という。)は、教育基本法(昭和二十二年法律第二十五号)及び学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の定めるところに基き、女性最高の教育研究の機関として、広く一般教育を授けて高い知性と清純な品性を養うとともに深く専門の学芸を教授して創造と応用の能力を豊かならしめ、もつて社会の福祉と文化の向上に貢献し得る有為の女性を育成することを目的とする。

第二章 学部及び学科

(学部等)

第二条 大学に文家政学部を置き、学部を分けて、次の四学科とする。

- 一 家政学科
 - 二 食物学科
 - 三 国文学科
 - 四 英文学科
- 第三章 授業科目

(授業科目の区分)

第三条 大学の授業科目は、その内容により一般教育科目、外国語科目、専門教育科目、保健体育科目及び教職課程科目とする。

(授業科目及び単位数)

- 第四条 一般教育科目の授業科目及びその単位数は、別表第一のとおりとする。
- 第五条 外国語科目の授業科目及びその単位数は、別表第二のとおりとする。
- 第六条 専門教育科目の授業科目及びその単位数は、左の各号に掲げる学科につき、当該各号に掲げる別表のとおりとする。

- 一 家政学科 別表第三
- 二 食物学科 別表第四
- 三 国文学科 別表第五
- 四 英文学科 別表第六

2 栄養士の資格を得ようとする者が履修しなければならない授業科目は、学長が別に定める。

第七条 保健体育科目の授業科目及びその単位数は、別表第七のとおりとする。

第八条 教職課程科目の授業科目及びその単位数は、別表第八のとおりとする。

第四章 履修方法、課程修了及び卒業の認定

(修業年限等)

第九 条 大学の修業年限は、四年とする。

2 在学期間は、八年をこえることができない。但し、休学期間はこれに算入しない。

(履修授業科目の届出)

第十 条 学生は、毎学期の始めに、履修希望の授業科目をあらかじめ学長に届け出て、その承認を受けなければならない。

(他学科生の聴講)

第十一 条 学生は、学長の許可を受けて、所属しない学科の授業科目を聴講することができる。

(授業科目試験)

第十二 条 授業科目の修了の認定は、授業科目試験によつて行なう。

2 授業科目試験の施行日は、当該授業科目の課程を修了した後とする。但し、特別の事情がある場合には、この限りでない。

第十三 条 学生は、履修授業科目について、所定の出席基準に達しなければ、当該授業科目の試験を受けることができない。

(単位等)

第十五 条 講義については、教室内における一時間の講義に対して教室外における二時間の準備のための学修を必要とするものとし毎週一時間十五週の講義をもつて一単位とする。

2 演習については、教室内における二時間の演習に対して教室外における一時間の準備のための学修を必要とするものとし、毎週二時間十五週の演習をもつて一単位とする。

3 実技、実習及び実験については、学修はすべて実験室、実習場等で行なわれるものとし毎週三時間十五週の实技、実験又は実習をもつて一単位とする。

(卒業論文審査)

第十六 条 卒業論文審査は、必要に応じ口頭試問をあわせて行なうことができる。

2 卒業論文審査に合格した者には、六単位を与える。

(卒業資格)

第十七 条 卒業資格の認定を得るためには、次表に掲げるところにより、区分に応じ授業科目を履修し、単位を取得しなければならない。

一、食物学科の場合

区分	授業科目	単位数
一般教育科目	人文科学関係、社会科学関係及び自然科学関係の三つの系列にわたつてそれぞれ三科目以上、合計九科目以上	三十六単位以上

外国語科目	英語一科目の外、ドイツ語又はフランス語の二科目のうちいずれか一科目	十二単位以上
専門教育科目		七十二単位以上 (卒業論文六単位を含む)
保健体育科目		四単位

36
72
108
144

一、家政学科、国文学科及び英文学科の場合

区分	授業科目	単位数
一般教育科目	人文科学関係、社会科学関係及び自然科学関係の三つの系列にわたつてそれぞれ三科目以上、合計九科目以上	三十六単位以上
外国語科目	英語一科目の外、ドイツ語又はフランス語の二科目のうちいずれか一科目	十六単位以上
専門教育科目		六十八単位以上 (卒業論文六単位を含む)
保健体育科目		四単位

第十八条 教育職員の資格を得ようとする者は、教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）の定めるところにより、教職課程科目を履修し、所定の単位を修得しなければならぬ。

第五章 卒業及び学士号

(卒業)

第十九条 第十五条の規定により、卒業資格の認定を受けた者には、その卒業を認め、卒業証書（別記様式）を授与する。

(学士号)

第二十条 前条の規定により卒業した者は、家政学科及び食物学科にあつては家政学士、国文学科及び英文学科にあつては文学士と称することができる。

第六章 学年、学期及び休業日

授業科目